

高齢者が気軽に つとえる 居場所づくり しませんか

やってみよう！



地域の高齢者を中心とした、
多世代の交流の場づくりを
目指します。

居場所について

居場所って？

地域の公共施設や住宅等で住民同士が気軽につとえる地域の居場所です。
65 歳以上の高齢者同士や各世代との交流や介護予防活動を行います。

そこで何をするの？

介護予防の体操、茶話会、カフェ（健康相談）、レクリエーション活動など
何でも OK です。

どんな効果があるの？

- ①住民が主体となり居場所づくりをすることで喜びや生きがいを感じます。
- ②居場所に通うだけで適度な運動になり健康維持や介護予防に役立ちます。
- ③家に閉じこもりがちだった方も顔なじみが増え社会的孤立が解消されます。

かかる費用の補助は
あるの？

居場所づくりに必要な運営費に利用できる補助金を用意しました。
詳しくは裏面をご覧ください。

生活支援コーディネーター

瑞穂町社会福祉協議会に配置している生活支援コーディネーターは居場所づくりの設置運営の支援をおこないます。お気軽にご相談ください。

TEL042-557-3852



高齢者の居場所づくり 事業費補助金のご案内



以下のNo. 1～10は補助金の交付条件です。
確認をお願いします。

No.	確認欄	内 容
1		高齢者の居場所づくりを目的としている。
2		参加者を特定せず、新たな参加者と共に活動し、多世代の交流の場となるよう努める。
3		活動時間中は1人以上の世話人が常駐する。
4		健康体操等の介護予防の活動を行い、1回の開催あたり5人以上の高齢者の参加が見込まれる。
5		1回あたり概ね3時間、週1日以上活動を行う。
6		政治及び宗教に関する活動並びに営利目的の活動は行わない。
7		実施する場所が町の区域内で、事業を6か月以上継続できる。
8		飲食代等の実費負担を除いて、無料で利用できる。
9		高齢者の居場所として広報紙、ホームページ等で情報を公開できる。
10		居場所の運営について、地域住民やボランティアが関与している。

活動頻度	補助上限額
週1日以上	4,000 円／月
週2日以上	8,000 円／月
週3日以上	12,000 円／月

各月10日における設置状況を基準としています。報償費、備品代、食糧費、保険料などが補助対象経費に含まれます。

- ①補助金交付申請書を提出
- ②補助決定の通知
- ③指定口座への補助金支払い
(概算払い)
- ④運営開始・実績報告書を提出
- ⑤補助金額確定の通知・精算